

山口県報

平成21年
5月19日
(火曜日)

目次

規則
知事等の給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
災害救助法施行細則の一部を改正する規則(厚政課)……………一
告示
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………二
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………二
生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)……………二
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………三
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………四
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(港湾課)……………四
公告
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)……………五
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………五
土地改良区役員の届出(農村整備課)……………五
選管告示
政治団体の名称等……………六
政治団体の異動事項……………六
解散等に係る政治団体の名称等……………七
資金管理団体の異動事項……………七
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等……………七
政治資金規正法第十九条第三項第二号の規定の例による届出があった資金管理団体の名称等……………八



知事等の給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月十九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十二号

知事等の給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事等の給与の特例に関する条例施行規則(平成二十一年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「山口県立総合医療センター」を、「山口県立総合医療センター」に改め、「兼ねる者」の下に「又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき他の普通地方公共団体に派遣された者」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の知事等の給与の特例に関する条例施行規則の規定は、平成二十一年五月一日から適用する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月十九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十六年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記一の二の(二)中「二百三十六万六千円」を「二百四十万四千円」に改め、別記一の三の(一)の表を次のように改める。

季 別	世帯区分	金額
夏季(四月から九月まで)	一人世帯	一七五〇〇円
	二人世帯	二二万六千円
	三人世帯	二八万六千円
	四人世帯	三万九千九百円
	五人世帯	四万五千〇〇円

冬季(十月から翌年三月まで)	二九,〇〇〇	三七,〇〇〇	五二,〇〇〇	六二,〇〇〇	七二,〇〇〇
----------------	--------	--------	--------	--------	--------

備考 六人以上の世帯については、五人世帯の額に、五人を超え一人増すごとに、夏季にあつては七、四〇〇円を、冬季にあつては一〇、五〇〇円を加えた額とする。

別記一の三の三の(一)の表中

五、六〇〇円	一、七〇〇円	一、三〇〇円	一、七〇〇円
五、七〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円	一、七〇〇円
六、一〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円	一、五〇〇円
六、二〇〇円	一、七〇〇円	一、四〇〇円	一、五〇〇円

に改め、別記一の六の1中

「又は」を「若しくは」に改め、「者」の下に「又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者」を加え、別記一の六の2中「五十二万円」を「五十二万円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別記一の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。



山口県告示第二百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年五月十九日

名 医	療 称	所 在 地	機 関	山 口 県 知 事	二 井 関 成
この歯科クリニック		防府市大字高井五二五の二			
				平 成 二 一 一 年 五 月 十 九 日	

有限会社岡薬局	山口市平井七二四の一	"	"	三
Aコープ松尾薬局	長門市東深川一九三二の一	平 成 二 〇、	六、	三

山口県告示第二百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年五月十九日

名 医	療 称	所 在 地	機 関	山 口 県 知 事	二 井 関 成
江本智子ウイメンズクリニック		宇部市神原町一丁目四番八号			
医療法人三生会みちがみ病院		光市大字浅江二四〇〇の一四			
山縣医院		周南市大字久米三三〇三の四			
石原まごころ歯科		山口市大内矢田九六一の一			
フォルテ薬局		宇部市神原町一丁目四番七号			
そごう薬局下松中央店		下松市古川町三丁目五番二号			
ところだ薬局		大字西豊井七四〇の一三			

山口県告示第二百二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十一年五月十九日

氏名	施 術 者 の 氏 名	施 術 所 在 地	機 関	山 口 県 知 事	二 井 関 成
古川 敏夫	古川鍼灸治療院	宇部市松山町四丁目八番二三号			
藤田 智己	藤田治療院	居能町三丁目二番一八号			
松本 満雄	宇部駅前整骨院	大字際波二二九三の五			
				平 成 二 一 一 年 五 月 十 九 日	

山口県告示第二百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年五月十九日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称	事業所 所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社のうえ	宇部市大字小野八二九四の二	ヘルパースキュー	宇部市大字小野八二六五の二	訪問介護	平成二一、四、一
有限会社フォーマックス	光市大字岩田二四八八の二〇	デイサービスセンター私の家藤山	丁目一番八	通所介護	一、
株式会社愛優会	宇部市大字船木九七九の一	デイサービスセンター未来	木一〇一七の三	四、	一
社会福祉法人むべの里	須恵三二〇の一	むべの里デイサービスセンター博愛園	丁目七番一七号	三	一
有限会社花咲美	山口市大内矢田一九二の八	デイサービス花咲美・2	山口市大内矢田一九三の一	訪問介護	平成二一、四、一
株式会社おはな	徳地堀一七〇一	デイサービスおはな	徳地堀一七〇一	訪問介護	平成二一、四、一
医療法人仁徳会	周南市御幸通二丁目八	周南病院デイサービスセンター	周南市御幸通二丁目八	訪問介護	平成二一、四、一
株式会社オプティクスエムス	山陽小野田市大字山川二〇八の三	デイサービスみ風言番館	山陽小野田市大字山川二〇八の三	訪問介護	平成二一、四、一

山口県告示第二百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年五月十九日

山口県知事 二井 関成

居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名称	事業所 所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社アイビリアル	防府市桑山二丁目一番二七号	えがの森居宅介護支援事業所	防府市桑山二丁目一番二七号	訪問介護	平成二一、四、一
医療法人新生活会	岩国市多田三丁目一〇一の五	北河内介護保険センター	岩国市下三四二の一	訪問介護	平成二一、四、一
株式会社天吉屋	熊毛郡上関町大字長島三九一	なぎさ居宅介護支援事業所	熊毛郡上関町大字長島一二〇の一	訪問介護	平成二一、四、一

山口県告示第二百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年五月十九日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名称	事業所 所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社のうえ	宇部市大字小野八二九四の二	ヘルパースキュー	宇部市大字小野八二六五の二	介護予防訪問	平成二一、四、一
社会福祉法人むべの里	須恵三二〇の一	むべの里デイサービスセンター博愛園	丁目七番一七号	介護予防訪問	平成二一、四、一
株式会社愛優会	木九七九の一	デイサービスセンター未来	木一〇一七の三	介護予防訪問	平成二一、四、一
有限会社花咲美	山口市大内矢田一九二の八	デイサービス花咲美・2	山口市大内矢田一九三の一	介護予防訪問	平成二一、四、一
株式会社おはな	徳地堀一七〇一	デイサービスおはな	徳地堀一七〇一	介護予防訪問	平成二一、四、一
医療法人仁徳会	周南市御幸通二丁目八	周南病院デイサービスセンター	周南市御幸通二丁目八	介護予防訪問	平成二一、四、一

株式会社オ
フィスエムズ
山陽小野田市
大字山川二〇
八の三
セイサービス
センターみな
み風舌番館
山陽小野田市
大字山川二〇
八の三

山口県告示第二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年五月十九日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

認可年月日

阿東町土地改良区

平成二一、五、八

山口県告示第二百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、三田尻中関港海岸高潮対策防潮水門扉体製作据付工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十一年五月十九日

山口県知事 二井 関成

一 三田尻中関港海岸高潮対策防潮水門扉体製作据付工事

(一) 工事場所 (左岸) 防府市鐘紡町地内

(右岸) 防府市三田尻二丁目地内

(二) 工事の概要

工 種	数 量
扉 体 工	一 門

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（鋼構造物工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十一年五月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の鋼構造物工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼構造物工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

防府土木建築事務所 防府市駅南町一三番四〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十一年五月二十日から同年六月九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十一年七月十四日までに発送する。
四 その他

この審査についての問合せは、防府土木建築事務所（電話〇八三五―二二―三四八五）にすること。



(一六八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年五月十九日から同年九月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市産業観光部産業政策課及び周南市新南陽総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年五月十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ新南陽

所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 徳田 邦明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
駐車場の収用台数	一八四台	一一一台
駐輪場の収用台数	一五〇台	八〇台
廃棄物等の保管施設の容量	八四立方メートル	三五立方メートル
駐車場の自動車の出入口の数	八箇所	七箇所

四 届出年月日

平成二十一年四月三十日

五 変更年月日

平成二十一年十二月三十一日

(一六九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十年十二月二十四日山口県公告（四七七）に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年五月十九日から同年六月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年五月十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン長府

所在地 下関市ゆめタウン一番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン長府PARTII

所在地 下関市ゆめタウン二番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一七〇) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十一年五月十九日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
むつみ土地改良区	理事	藤村 安夫	萩市大字吉部上三二七五
"	"	栗田 紀司	大字片俣一三五九
"	"	竹重 克美	大字吉部下四七六六
"	"	金田 和能	四二二七
"	"	中尾 智	五〇九八
"	"	内田 忠	一八〇六
"	"	有田 源二	二七九二の一
"	監事	増野 弘晃	大字片俣一三三三
周東祖生土地改良区	理事	重政 清	岩国市周東町祖生六一三三

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
むつみ土地改良区	理事	藤村 安夫	萩市大字吉部上三二七五
"	"	有田 源二	大字吉部下二七九二の一
"	"	栗田 紀司	大字片俣一三五九
"	"	竹重 克美	大字吉部下四七六六
"	"	金田 和能	四二二七
"	"	中尾 智	五〇九八
"	"	山本 一夫	四八四一の一
"	監事	中野 賢	大字高佐上三〇一の一



山口県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年五月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	住たる事務所の所在地	その他の事項	備出日 (年/月/日)
木下俊夫後援会	徳原 正人	木下 俊夫	宇部市居能町1丁目5番25号		平成21、4、8
五島博後援会	清水 隆	田中 照久	南浜町2丁目4番2号		" " 10
政治結社大日本雅会	伯野 光市	國永 隆行	防府市大字牟礼987の115		" " 21
矢田松夫後援会	井上 隆英	松下 和徳	山陽小野田市大字厚狭19の2		" " 27
山口県理学療法士連盟	綿谷 昌明	大谷 道明	下松市大字末武下401の9		" " 8

山口県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十一年五月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	異動事項	異 動 内 容		備出日 (年/月/日)
		新	旧	
河本芳久後援会	事務所	美祇市秋芳町別府2724の1	美祇市秋芳町大字別府2724の1	平成21、4、3
下松市政研究会	代表者	木村 秀之	福田 稔	" " 2
新藤精二後援会	会計責任者	武居佐千代	松本 信子	" " 28
関友会	事務所	吉富規矩男	桑羽 満伸	" " 6
二井せきなり後援会	事務所	山口市豊都町7番18号	山口市旭通1丁目6番45号	" " "
二井せきなりを支える会	事務所	" " "	" " "	" " "

西林幸博後援会	会計責任者	久保 啓二	藤井 賢治	"
野村こうじ後援会	事務所	萩市大字唐樋町69の2	萩市大字椿東405の7	"
野村興児後援会	"	"	"	"
広業義烈後援会	代表者	間庭 高雄	真板 勝	"
福田稔後援会	"	木村 秀之	土田 義明	"
	会計責任者	武居佐千代	松本 信子	"
ふじむら和男後援会	事務所	山口市吉敷中東1丁目3番10号	山口市吉敷3031の61	"
山田如仙後援会	代表者	山田 一	國弘 保郎	"
山本光正後援会	"	山本 孝上	矢田 裕士	"

山口県選挙管理委員会告示第五十二号

当県選挙区正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による開田があった選挙区に係る政治団体の名称並びに次のとおりである。

平成二十一年五月十九日

山口県選挙管理委員会 局長 田中 靖代

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県宇部市・美祿郡第一支部	二木 和夫	松尾 敏夫	宇部市大字東須恵1900	平成20、12、31
岡村和生後援会	岡村 和生	岡村 和生	防府市大字島936	平成21、3、"
下松市政研究会	木村 秀之	武居佐千代	下松市大字河内2060の2	"
社会問題研究会の会	伊藤 悦雄	上原 清一	宇部市西琴芝2丁目15番22号	"
田中いそし後援会	篠原 勝	田中 靖代	長門市三隅上4647	平成20、12、"

福田稔後援会	木村 秀之	武居佐千代	下松市大字河内2060の2	平成21、3、31
山口県傷痍軍人会政治連盟	高原 茂	高原 茂	山口市大手町9番6号	"
山口県傷痍軍人妻の会政治連盟	伊達 文江	"	"	"
山本光正後援会	山本 孝上	矢田 恵二	光市大字塩田567	平成20、12、"

山口県選挙管理委員会告示第五十三号

当県選挙区正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による開田があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十一年五月十九日

山口県選挙管理委員会 局長 田中 靖代

資金管理団体の異動事項の異動の届出した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動項目	異動内容		備考(届出年月)
				新	旧	
二井 関成	山口県知事	関友会	事務所	山口市泉都町7番18号	山口市旭通町2丁目6番45号	平成21、4、6
野村 興児	萩市長	野村興児後援会	"	萩市大字唐樋町69の2	萩市大字椿東405の7	"

山口県選挙管理委員会告示第五十四号

当県選挙区正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による開田があった回覧票（開田）に係る資金管理団体の名称並びに次のとおりである。

平成二十一年五月十九日

山口県選挙管理委員会 局長 田中 靖代

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		備考(資金管理団体でなく開田の届出年月日)
		資 金 管 理 団 体 名	称	
		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	

伊藤 悦雄	宇部市長	社会問題研究 の会	宇部市西琴芝2丁目15 番22号	伊藤 悦雄	平成21、 1、 30
-------	------	--------------	---------------------	-------	-------------

山口県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定の例
による届出があった資金管理団体の各名称は、次のとおりである。

平成二十一年五月十九日

山口県選挙管理委員会 会長 上 符 正 顯

資 金 管 理 団 体	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体で なくなつた旨の 届出年月日	備 考
	下松市政研究 会	下松市大字河内20600の 2	福田 稔	平成21、 4、 2	資金管理団体の届出 した者に伴つて、届出 した者の資金管理団体 であり、した者の種類 は下松市議員である。